

～ 「改革」が「改悪」にならないことを求めて ～

一般社団法人
大阪市一般廃棄物適正処理協会

現在、市政改革が進められている中、ごみ行政の分野では、「橋下改革」の名の下に、実際には「改革」とはかけ離れた「改悪」施策が行われようとしています。

市長がめざす「民間でできることは民間で」という方針からいえば、既存の民間許可業者への業務委託を推進していくことが妥当であるにもかかわらず、環境局は収集運搬部門の非公務員化を名目に、自らに都合のよい組織形態でその業務を受託する仕組みを作り上げようと計画しています。

その計画では「既存業者は経営基盤や体制に不備があるため、受託の対象者にはなり得ない」という一方的な判断を下し、その上で、市民や許可業者に多大な悪影響を与えることを理解しながらも、自らが民間企業化したのち委託業務を受託する上で必要となる新規許可の門戸を開放しようとしています。

また、従来の収集運搬業務の民間委託では、許可業者に対して「競争性の確保」を理由に、強硬とさえいえる程「競争入札」にこだわってきたにもかかわらず、先日の第9回府市統合本部会議においては、自らの受け皿組織のみが安定的に業務を受託するために「一時的な随契(5年～10年)はやむを得ない」

という全く正反対の見解を平然と打ち出す始末です。

ここには、自らの保身という姿勢しかなく、こうした施策は、お手盛りの委託料という形で財政負担をかけ続けることにもつながり、また、新規許可による悪影響は更なる税投入を生む危険性を含み、市民から預かった貴重な血税を無駄遣いすることになります。

このような改悪施策は断じて許すことはできません。

市民にとって取り返しのつかない状況を招かないよう、強く再考を求めます。

以上

【参考資料】

- ・「新規許可にかかわる分析と提案」
- ・「苦情を無くすための施策の比較」
～どういう施策を選択すれば苦情は無くなるのか～
- ・「大阪市収集運搬許可業者の業界改革について」
～日本最高水準のプロ集団を目指して～
- ・「業界改革プラン P21 実行スケジュール」
- ・「大阪市外の既存許可業者の大阪市内納税拠点化に伴う経済効果等の試算」
- ・「一般廃棄物収集運搬業における新規許可の問題点」
～過剰供給の増幅(新規許可)がもたらす弊害～
- ・「家庭系収集輸送業務の民間委託化について」
- ・「大阪市一般廃棄物適正処理協会による受託業務の計画について」